

平成27年度 第3回三重県教育改革推進会議 事項書

日時：平成27年9月11日（金）

場所：三重県農協会館 大会議室

- 1 挨拶
- 2 委員紹介
- 3 三重県教育改革推進会議について
- 4 会長・副会長選出
- 5 報告事項
三重県教育施策大綱（仮称）中間案について（三重県総合教育会議）
- 6 審議事項
次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案について

<配布資料>

- | | |
|------|-----------------------------|
| 資料1 | 三重県教育改革推進会議委員名簿 |
| 資料2 | 三重県教育改革推進会議について |
| 資料3 | 三重県教育改革推進会議条例 |
| 資料4 | 三重県教育改革推進会議運営要綱 |
| 資料5 | 三重県教育施策大綱（仮称）中間案 |
| 資料6 | 次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案 概要 |
| 資料7 | 次期三重県教育ビジョン（仮称）中間案 |
| 参考資料 | データ集（教育を取り巻く環境と本県の子どもたちの姿等） |

三重県教育改革推進会議 委員名簿

(五十音順)

ふりがな 委員名		所 属・職 名
1	いしかわ ひろゆき 石川 博之	津市教育委員会教育長
2	いとう さなえ 伊藤 早苗	亀山市立野登小学校長
3	にしだ ひさみ 西田 寿美	三重県立小児心療センターあすなろ学園長
4	ひらいわ くにやす 平岩 国泰	特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール代表理事
5	ふじわら まさのり 藤原 正範	鈴鹿医療科学大学保健衛生学部教授
6	みみづか ひろあき 耳塚 寛明	お茶の水女子大学基幹研究院教授
7	みやもと ともみ 宮本 ともみ	高田短期大学女子サッカー部監督 (サッカー元日本女子代表)
8	もり きよみつ 森 清光	いなべ市立石榑小学校 学校運営協議会会長 (石榑の里コミュニティ代表)
9	やまかど しん 山門 真	紀宝町立矢渕中学校教諭
10	やまだ やすひこ 山田 康彦	三重大学教育学部教授
11	よこやま けいこ 横山 桂子	西日本電信電話株式会社三重支店長
12	わだ ぶしこ 和田 欣子	三重県立いなべ総合学園高等学校長

2 任命年月日 平成27年9月3日

3 任期 平成29年9月2日まで

三重県教育改革推進会議について

1 三重県教育改革推進会議とは

三重県教育改革推進会議は、三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関として、三重県条例で定められた会議です。

- ・会議は、委員20人以内で構成する。（条例第3条）
- ・委員の任期は、2年とする。（条例第4条）
- ・会長、副会長は、委員の互選により定める。（条例第5条）
- ・会議の開催は、過半数の委員の出席が必要である。（条例第6条）
- ・会議には、部会を設置することができる。（条例第7条、運営要綱）

2 会議の進め方について

(1) 審議テーマ 「次期三重県教育ビジョン（仮称）の策定」

平成22年12月に策定した三重県教育ビジョン（本県の教育振興基本計画）の計画期間が平成27年度で終了することから、当会議において、次期三重県教育ビジョン（仮称）について審議しています。

平成25年度の当会議では、現行の三重県教育ビジョンの中間点検を行いました。平成26年度からは、次期三重県教育ビジョン（仮称）について、全体会6回、部会6回を開催し、審議を重ねるとともに、県内3か所で県民懇談会を開催し、県民の方の意見を審議に反映させてきました。

次期三重県教育ビジョン（仮称）の平成27年度末の策定に向けて、さらに実効性のある計画となるよう、審議していただきます。

(2) 審議日程等について

- 9月 第3回全体会 中間案の審議
- 10月 パブリックコメントの実施
- 12月 第4回全体会 最終案の審議
- 3月 策定

三重県教育改革推進会議条例

平成十九年七月四日
三重県条例第四十二号

(設置)

第一条 三重の教育の改革に関する重要な事項を調査審議するため、三重県教育委員会の附属機関として、三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 推進会議は、三重県教育委員会の求めに応じ、三重の教育の改革に関する重要な事項その他三重県教育委員会が必要と認める事項について調査審議し、その結果を三重県教育委員会に報告する。

(組織)

第三条 推進会議は、委員二十人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、三重県教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから三重県教育委員会が任命する。

- 一 学識経験を有する者
 - 二 教育関係者
 - 三 前二号に掲げる者のほか、三重県教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第五条 推進会議に、会長及び副会長各一人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第七条 推進会議はその定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属させる委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

(庶務)

第八条 推進会議の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営その他推進会議に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県教育改革推進会議運営要綱

三重県教育改革推進会議条例（平成十九年三重県条例第四十二号）第九条の規定に基づき、三重県教育改革推進会議運営要綱を次のように定める。

（趣旨）

第1条 三重県教育改革推進会議（以下「推進会議」という。）の運営その他推進会議に関し必要な事項は、三重県教育改革推進会議条例に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（部会所掌事項）

第2条 部会は、推進会議の決定に基づき、教育改革に関する専門的事項について調査研究し、その実施主体となる。

2 部会の名称は、会長が推進会議に諮って定める。

（部会組織）

第3条 部会には、専門の事項を調査するため、部会委員を置くことができる。

2 部会の委員は、半数以上を、推進会議の委員とする。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する推進委員の互選によって定める。

4 部会委員は、三重県教育委員会が委嘱する。

5 部会委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、退任するものとする。

（部会会議）

第4条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会は、部会に属する委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 部会長が必要と認めたときは、部会に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聞くことができる。

（部会報告）

第5条 部会長は、部会で審議した事項について、その結果を推進会議に報告又は提案する。

（庶務）

第6条 部会の庶務は、三重県教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、各部会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年8月8日から施行する。